

ＪＡＳＤＡＱ市場の登録制度の見直しに伴う「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部改正について

平成16年1月22日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、成長企業の最適市場としてのＪＡＳＤＡＱ市場を魅力あるものとするため、昨年6月18日に「ＪＡＳＤＡＱ市場の在り方について」(中間報告書)をとりまとめ、公表したところである。同中間報告書において、登録基準については信頼性や安定性に加え、将来性や成長性が投資者から高く評価される企業の株式公開が可能となるよう見直しを行うことが提案されており、今般、その内容を実現するため、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等関係諸規則について所要の整備を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1)「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)及び「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正

- ・ 利益に係る登録基準について、直前事業年度において当期純利益金額が計上されていること又は経常利益金額が5億円以上であることとし、新規公開時における時価総額が50億円以上である場合には当期純利益及び経常利益の金額は問わないこととする。

(規則第5条第1項)

- ・ 第5条第1項第2号に規定する登録基準を第5条第1項第1号に規定する登録基準に統合、整理することとする。(規則第5条第1項第2号を削る)
- ・ 当期純利益金額、経常利益金額及び純資産の額の登録基準への適合状況については、連結財務諸表を作成すべき会社にあつては、従来、連結、単体の両方の数値で確認していたが、連結の数値にて確認することとする。

(細則第4条第2項第3号から第6号)

- ・ 上記の当期純利益金額、経常利益金額及び純資産の額にあつては、直前事業年度の次の事業年度開始後おおむね13か月経過後に有価証券届出書を提出する場合で、当該次の事業年度の業績の概要を記載する場合は、当該次の事業年度の当期純利益金額、経常利益金額及び純資産の額とする。(細則第4条第2項第10号新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

(2)「登録前の第三者割当増資及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

(3) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)及び「『店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則』に関する細則」の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

(4) 「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

(5) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)の一部改正

- ・ 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)第5条第1項第2号に規定する登録基準を同規則第5条第1項第1号に規定する登録基準に統合、整理することに伴い、同登録基準の説明義務に係る規定を削ることとする。

(規則第6条の2第1号を削る)

3. 施行時期

- ・ この改正は、平成16年1月29日から施行する。
- ・ 改正後の登録基準については、施行日以後に「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(以下「登録規則」という。)第8条第4項に規定する公表を行う銘柄から適用する。
- ・ この改正にかかわらず、申請会員の変更については、改正前の登録規則第5条第1項第2号の規定により登録した株券の発行会社の申請会員(代表申請会員を含む。)にあっては、改正前の登録規則第14条第4項に規定する期間を経過していない場合は、なお従前の例による。
- ・ この改正にかかわらず、平成16年1月21日改正前の登録規則第5条第1項第2号の基準により登録された銘柄の発行会社及び平成10年12月1日改正前の「店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する規則」(公正慣習規則第2号)第5条の2の規定に基づき登録された特則銘柄の発行会社に対する四半期財務・業績の概況の開示については、なお従前の例による。
- ・ この改正にかかわらず、平成16年1月21日改正前の登録規則第5条第1項第2号の基準により登録された銘柄の発行会社及び平成10年12月1日改正前の「店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する規則」(公正慣習規則第2号)第5条の2の規定に基づき登録された特則銘柄の発行会社に対する改正前の「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)の3.(2)及び別表の適用については、なお従前の例による。

以上

**店頭売買有価証券の登録等に関する規則（公正慣習規則第1号）
の一部改正について**

平成 16 年 1 月 22 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録の審査) 第 4 条 (現行どおり) 2 前項に規定する審査事項に関わらず、登録申請会社が合併又は株式交換若しくは株式移転により新たに設立される持株会社（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) 第 9 条第 5 項に規定する持株会社、その他これに準ずるものとして本協会が適当と認める会社をいう。以下同じ。)又は人的分割(分割する会社の株主に対し、分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当てを行う会社の分割をいう。以下同じ。)により、その営業を承継する会社であって、かつ、当該合併又は株式交換若しくは株式移転又は会社の分割が行われる前の会社が登録銘柄の発行会社(複数を含む。)である場合には、当該登録銘柄の発行会社の主たる事業活動の実質的な存続性その他本協会が必要と認める事項を審査事項とする。</p> <p>(登録基準) 第 5 条 本協会が登録銘柄として登録する株券は、<u>次の各号に掲げるすべての基準に適合したものと</u>する。 (削 る) 1 (現行どおり) 2 <u>時価総額が 10 億円以上であること</u> 3 <u>直前事業年度において当期純利益金額が計上されていること又は経常利益金額が 5 億円以上であること。ただし、時価総額が 50 億円以上である場合には当期純利益金額及び経常利益金額は問わないものとする。</u> 4 純資産の額が直前事業年度末において 2 億円以上であること (削 る) 5 } (現行どおり) 13 } (削 る)</p>	<p>(登録の審査) 第 4 条 (省 略) 2 前項に規定する審査事項に関わらず、登録申請会社が合併又は株式交換若しくは株式移転により新たに設立される持株会社（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) 第 9 条第 3 項に規定する持株会社、その他これに準ずるものとして本協会が適当と認める会社をいう。以下同じ。)又は人的分割(分割する会社の株主に対し、分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当てを行う会社の分割をいう。以下同じ。)により、その営業を承継する会社であって、かつ、当該合併又は株式交換若しくは株式移転又は会社の分割が行われる前の会社が登録銘柄の発行会社(複数を含む。)である場合には、当該登録銘柄の発行会社の主たる事業活動の実質的な存続性その他本協会が必要と認める事項を審査事項とする。</p> <p>(登録基準) 第 5 条 本協会が登録銘柄として登録する株券は、<u>次の各号のいずれかに適合したものと</u>する。 1 <u>次に掲げるすべての基準を満たすこと</u> (1) (省 略) (新 設) (2) <u>当期純利益金額が直前事業年度において計上されていること</u> (3) 純資産の額が直前事業年度末において 2 億円以上であること (4) <u>時価総額が 10 億円以上であること</u> (5) } (省 略) (13) } 2 <u>次に掲げる(1)又は(2)の基準を満たすこと</u></p>

新	旧
	<p>(1) <u>次に掲げるすべての基準を満たすこと</u> <u>イ 主たる事業の営業活動年数が 10 年以下又は事業の企業化に要する費用の売上高に対する比率が 3 パーセント以上であること</u> <u>ロ 前号(1)及び(4)から(13)までの規定に適合したものであること</u></p> <p>(2) <u>次に掲げるすべての基準を満たすこと</u> <u>イ 事業の収益性、成長性、将来性等事業の今後の発展に寄与する特徴を有し、当該特徴、利益の額、純資産の額及び時価総額を総合的に勘案して前号に規定する基準が求める企業価値と同程度の水準が見込まれること</u> <u>ロ 前号(1)及び(4)から(13)までの規定に適合したものであること</u></p>
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
(削 る)	
(削 る)	<p>(第5条第1項第2号の基準により登録した銘柄が同項第1号の基準を充足した場合の取扱い)</p> <p>第5条の2 <u>本協会は、第5条第1項第2号に規定する基準に適合するものとして登録した銘柄について、登録後に到来する事業年度末において、第11条に規定する登録取消の原因となる事実がなく、次の各号に掲げるすべての基準に適合していることを当該登録銘柄のすべての申請会員からの連名による届出により確認した場合は、第5条第1項第1号に規定する基準に適合した銘柄として取扱うこととし、その旨を当該登録銘柄の申請会員及び当該銘柄の発行会社に通知するとともに公表するものとする。</u></p>
(削 る)	<p><u>1 第5条第1項第1号(1)に規定する株主の数。この場合において、「登録申請に係る株式」とあるのは「登録原簿に登録された株式」と、「登録日」とあるのは「確認の対象とする事業年度末」と読み替えるものとする。</u></p>
(削 る)	<p><u>2 第5条第1項第1号(2)に規定する当期純利益金額。この場合において、「直前事業年度」とあるのは「確認の対象とす</u></p>

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p><u>る事業年度及びその前事業年度」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第5条第1項第1号(3)に規定する純資産の額。この場合において、「直前事業年度末」とあるのは「確認の対象とする事業年度末」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第5条第1項第1号(4)に規定する時価総額</u></p> <p><u>2 本協会は、前項の規定による場合においても第14条第4項及び第5項並びに「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)第5条第3項の規定を適用することとする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する基準等について必要な事項は、細則をもって定める。</u></p>
<p>(株式の公開に係る公募増資等)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>1 前条第1項により登録しようとする会社にあつては、登録申請に係る株式の浮動株式数(その役員及び登録申請に係る株式総数に対する当該所有株式数の比率が5パーセント以上の株主が所有する株式以外の株式の総数をいう。以下同じ。)が、登録日において、登録申請に係る株式の総数の30パーセント以上となることが見込まれる場合</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(株式の公開に係る公募増資等)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>1 前条第1項第1号により登録しようとする会社にあつては、登録申請に係る株式の浮動株式数(その役員及び登録申請に係る株式総数に対する当該所有株式数の比率が5パーセント以上の株主が所有する株式以外の株式の総数をいう。以下同じ。)が、登録日において、登録申請に係る株式の総数の30パーセント以上となることが見込まれる場合</p> <p>2 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(公募増資等に係る株式の公正な配分)</p> <p>第7条の3 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前2項に規定する公募増資等に係る株式の配分について必要な事項は、<u>別に定めるものとする。</u></p>	<p>(公募増資等に係る株式の公正な配分)</p> <p>第7条の3 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前2項に規定する公募増資等に係る株式の配分について必要な事項は、<u>細則をもって定める。</u></p>
<p>(審査の確認及び登録等)</p> <p>第8条 } (現行どおり)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 本協会は、登録申請に係る株券を登録しようとするときは、当該登録申請会社の<u>内容を公表するものとする。</u></p>	<p>(審査の確認及び登録等)</p> <p>第8条 } (省 略)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 本協会は、登録申請に係る株券を登録しようとするときは、当該登録申請会社の<u>内容(第5条第1項第2号(2)に該当する場合には、当該登録申請会社が同一に掲げる</u></p>

新	旧
<p>5 } 6 } (現行どおり) 7 }</p> <p>(第三者割当増資等に関する細則等の違反に対する措置)</p> <p>第 13 条 本協会は、第 8 条に基づく登録が行われた後に、第 5 条第 1 項第 13 号に基づく第三者割当増資等に関する細則に適合しない事実が判明し、必要があると認める場合には、当該発行会社に対して、次の各号に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>(申請会員の変更及び辞退)</p> <p>第 14 条 } 2 } (現行どおり) 3 }</p> <p>4 申請会員は、<u>当該登録銘柄が登録された日から 1 か年</u> (代表申請会員にあっては、2 か年) を経過した後でなければ、所定の届出書を提出して申請会員又は代表申請会員を辞退することができない。ただし、特別の事由により本協会の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(削 除)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正は、平成 16 年 1 月 29 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条の規定は、施行日以後に第 8 条第 4 項に規定する公表を行う銘柄から適用する。</p>	<p><u>事項を満たしている旨及びその内容を含む。</u>) を公表するものとする。</p> <p>5 } 6 } (省 略) 7 }</p> <p>(第三者割当増資等に関する細則等の違反に対する措置)</p> <p>第 13 条 本協会は、第 8 条に基づく登録が行われた後に、第 5 条第 1 項第 1 号(13)に基づく第三者割当増資等に関する細則に適合しない事実が判明し、必要があると認める場合には、当該発行会社に対して、次の各号に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>(申請会員の変更及び辞退)</p> <p>第 14 条 } 2 } (省 略) 3 }</p> <p>4 申請会員は、<u>当該登録銘柄が登録された日から、第 5 条第 1 項第 1 号の規定により登録した株券の発行会社</u>にあっては 1 か年 (代表申請会員にあっては、2 か年)、<u>同条同項第 2 号の規定により登録した株券の発行会社</u>にあっては<u>当該登録された日の属する事業年度を含む 2 事業年度</u> (代表申請会員にあっては、<u>3 事業年度</u>) をそれぞれ経過した後でなければ、所定の届出書を提出して申請会員又は代表申請会員を辞退することができない。ただし、特別の事由により本協会の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>5 <u>第 5 条第 1 項第 2 号の規定により登録した株券の発行会社の申請会員は、申請会員の辞退の届出を行った日から、3 か月を経過した後でなければ、再び申請会員となる</u>ことができない。</p>

新	旧
<p>2 この改正にかかわらず、第 14 条第 4 項の規定は、改正前の第 5 条第 1 項第 2 号の規定により登録した株券の発行会社の申請会員（代表申請会員を含む。）にあっては、改正前の第 14 条第 4 項に規定する期間を経過していない場合は、なお従前の例による。</p>	

「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則」
の一部改正について

平成 16 年 1 月 22 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第 2 条</p> <p>2</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>{</p> <p>6</p> <p>(削 る)</p> <p>7 1 (31)に掲げる決算報告書は、商法第 283 条の規定に基づき定時総会に提出する書類とし、規則第 3 条に基づく申請前 2 年間に合併等（合併、営業の譲受及び営業の譲渡、株式交換及び株式移転、会社の分割、登録申請会社が他の会社の親会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）に該当することとなった場合及び登録申請会社が他の会社の親会社に該当しないこととなった場合をいう。以下同じ。）を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p>8 1 (32)に掲げる法人税確定申告書は、申請前 2 年間に修正申告を行っている場合又は更正通知を受けている場合は当該書類を含むものとし、規則第 3 条に基づく申請前 2 年間に合併等を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p><u>9</u></p> <p>3 } (現行どおり)</p> <p>4 } (削 る)</p> <p>1 } (削 る)</p> <p>{</p> <p>3</p> <p>4 3 に掲げる登録申請のための半期報告書、登録のための半期報告書又は半期報告書の写しは、第 2 項第 <u>9 号</u> の規定に準じて作成するものとする。</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第 2 条</p> <p>2</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>{</p> <p>6</p> <p><u>7</u> 1 (24)に掲げる事業の企業化に要する費用に係る支出明細表は、第 4 条第 2 項第 12 号に規定する事業の企業化に要する費用を、<u>適当と認められる科目に区分して記載するものとする。</u></p> <p>8 1 (32)に掲げる決算報告書は、商法第 283 条の規定に基づき定時総会に提出する書類とし、規則第 3 条に基づく申請前 2 年間に合併等（合併、営業の譲受及び営業の譲渡、株式交換及び株式移転、会社の分割、登録申請会社が他の会社の親会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 3 項に規定する親会社をいう。）に該当することとなった場合及び登録申請会社が他の会社の親会社に該当しないこととなった場合をいう。以下同じ。）を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p>9 1 (33)に掲げる法人税確定申告書は、申請前 2 年間に修正申告を行っている場合又は更正通知を受けている場合は当該書類を含むものとし、規則第 3 条に基づく申請前 2 年間に合併等を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p><u>10</u></p> <p>3 } (省 略)</p> <p>4 } (削 る)</p> <p>1 } (削 る)</p> <p>{</p> <p>3</p> <p>4 3 に掲げる登録申請のための半期報告書、登録のための半期報告書又は半期報告書の写しは、第 2 項第 <u>10 号</u> の規定に準じて作成するものとする。</p>

新	旧
5 (現行どおり)	5 (省 略)
(登録審査の取扱い)	(登録審査の取扱い)
第 3 条	第 3 条
1 } (現行どおり)	1 } (省 略)
2 } (削 る)	2 } (省 略)
	3 <u>規則第 5 条第 1 項第 2 号(1)の規定に適合するものとして登録申請する場合で、主たる事業の営業活動年数が 10 か年以下又は事業の企業化に要する費用の売上高に対する比率が 3 パーセント以上である会社にあつては、技術、アイデア、コンセプト等(以下「技術等」という。)の内容、企業の推進者(社長、会長、技術担当役員、大株主、その他事業に携わる者のうち、当該企業の実質的な推進役を果たしていると認められる者をいう。)の技術等へのこれまでの取組状況(特許等の取得、製・商品又は役務の開発、論文の発表等)当該技術等に係る事業の研究開発活動及び当該事業の将来の見通しの状況</u>
(削 る)	4 <u>規則第 5 条第 1 項第 2 号(2)の規定に適合するものとして登録申請する場合にあつては、事業の収益性、成長性、将来性等事業の今後の発展に寄与する特徴の内容</u>
2 } (現行どおり)	2 } (省 略)
6 }	6 }
(登録基準の取扱い)	(登録基準の取扱い)
第 4 条 (現行どおり)	第 4 条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 <u>当期純利益金額及び経常利益金額</u> <u>当期純利益金額及び経常利益金額は、それぞれ「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「連結財務諸表規則」という。)第 65 条第 2 項に規定する「当期純利益金額」、連結財務諸表規則第 61 条に規定する「経常利益金額」とする。ただし、登録申請会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当期純利益金額及び経常利益金額は、それぞれ財務諸表等規則第 95 条の 5 第 2 項に規定する「当期純利益金額」、財務</u>	3 <u>当期純利益金額</u> <u>当期純利益金額は、登録申請会社が連結財務諸表を作成している場合における「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「連結財務諸表規則」という。)第 65 条第 2 項に規定する「当期純利益金額」及び財務諸表等規則第 95 条の 5 第 2 項に規定する「当期純利益金額」並びに連結財務諸表を作成しない場合における財務諸表等規則第 95 条の 5 第 2 項に規定する「当期純利益金額」とする。ただし、会計基準の新設、</u>

新	旧
<p>諸表等規則第 95 条に規定する「<u>經常利益金額</u>」とする。なお、会計基準の新設、変更等により新たに費用又は損失が発生している場合は、当期純利益金額に当該費用又は損失の額を加えることができるものとする。</p> <p>4 前号の規定にかかわらず、登録申請会社が継続開示会社の分割により営業を承継する会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）である場合における<u>当期純利益金額及び經常利益金額は、それぞれ第 7 号に規定する財務計算に関する書類に記載される継続開示会社から承継される営業に係る当期純利益金額、經常利益金額に相当する額とする。</u></p> <p>5 純資産の額 純資産の額は、<u>連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の資本の部の合計額に連結財務諸表規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額とする。ただし、登録申請会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の資本の部の合計額に財務諸表等規則第 54 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額とする。</u></p> <p>6 前号の規定にかかわらず、登録申請会社が、継続開示会社の分割により営業を承継する会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）である場合における純資産の額は、<u>第 7 号に規定する財務計算に関する書類に記載される継続開示会社から承継される営業に係る純資産の額に相当する額とする。</u></p> <p>7 監査報告書等の添付 登録申請会社が、継続開示会社の分割及び営業又は事業の譲受又は譲渡（以下「分割等」という。）により営業を承継す</p>	<p>変更等により新たに費用又は損失が発生している場合は、当期純利益金額に当該費用又は損失の額を加えることができるものとする。</p> <p>4 前号の規定にかかわらず、登録申請会社が継続開示会社の分割により営業を承継する会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）である場合における<u>当期純利益金額は、継続開示会社から承継される営業に係る当期純利益金額に相当する額（連結財務諸表を作成することとなる場合における連結財務諸表規則第 64 条に規定する税金等調整前当期純利益に相当する金額及び財務諸表等規則第 95 条の 4 に規定する税引前当期純利益金額に相当する金額並びに連結財務諸表を作成しない場合における財務諸表等規則第 95 条の 4 に規定する税引前当期純利益金額に相当する金額をいう。）とする。</u></p> <p>5 純資産の額 純資産の額は、<u>登録申請会社が連結財務諸表を作成している場合における連結貸借対照表の資本の部の合計額に連結財務諸表規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額及び貸借対照表の資本の部の合計額に財務諸表等規則第 54 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額並びに連結財務諸表を作成しない場合における貸借対照表の資本の部の合計額に財務諸表等規則第 54 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額とする。</u></p> <p>6 前号の規定にかかわらず、登録申請会社が、継続開示会社の分割により営業を承継する会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）である場合における純資産の額は、継続開示会社から承継される<u>主たる営業に係る純資産の額に相当する額を純資産の額とする。</u></p> <p>7 監査報告書等の添付 登録申請会社が、継続開示会社の分割及び営業又は事業の譲受又は譲渡（以下「分割等」という。）により営業を承継す</p>

新	旧
<p>る会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）であって、直前事業年度及び直前事業年度の前事業年度（規則第5条第1項第5号ただし書きの適用を受けることとなる場合にあつては最近3事業年度）において分割等を行っている場合は、登録申請会社の当該期間に係る連結財務諸表等に監査報告書（規則第5条第1項第5号に規定する監査報告書をいう。）のほか、分割等における承継される営業に係る財務計算に関する書類（本協会が別に定める「部門財務情報の作成基準」に基づき作成するものをいう。）に公認会計士又は監査法人による意見表明のための報告書（本協会が別に定める基準に基づき公認会計士又は監査法人が作成する報告書をいい、以下「意見表明のための報告書」という。）が添付されていることを要するものとする。</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>9 (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p> <p>10 <u>前3号に規定する当期純利益金額、経常利益金額及び前5号に規定する純資産の額にあつては、直前事業年度の次の事業年度開始後おおむね13か月経過後に有価証券届出書を提出する場合で、当該次の事業年度の業績の概要を記載する場合は、当該次の事業年度の当期純利益金額、経常利益金額及び純資産の額とする。</u></p> <p>(削 る)</p>	<p>る会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）であって、直前事業年度及び直前事業年度の前事業年度（規則第5条第1項第1号(5)ただし書きの適用を受けることとなる場合にあつては最近3事業年度）において分割等を行っている場合は、登録申請会社の当該期間に係る連結財務諸表等に監査報告書（規則第5条第1項第1号(5)に規定する監査報告書をいう。）のほか、分割等における承継される営業に係る財務計算に関する書類（本協会が別に定める「部門財務情報の作成基準」に基づき作成するものをいう。）に公認会計士又は監査法人による意見表明のための報告書（本協会が別に定める基準に基づき公認会計士又は監査法人が作成する報告書をいい、以下「意見表明のための報告書」という。）が添付されていることを要するものとする。</p> <p>8 (省 略)</p> <p>9 (省 略)</p> <p>10 <u>主たる事業の営業活動年数</u> <u>主たる事業は、登録申請のための有価証券報告書に示される事業部門別における事業のうち、直前事業年度における売上高若しくは営業収益又は営業利益において最も高い数値を示している事業とし、営業活動年数は、当該事業の営業活動により収益が最初に計上された事業年度の初日から登録申請日の属する事業年度の直前事業年度末までの期間の年数とする。この場合、登録申請会社が登録申請前に合併等を行っているときには、当該合併等の当事会社のうち、当該登録申請会社の実質的な存続会社から期間の計算を行うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>11 <u>前号に規定する主たる事業の営業活動年数は、登録申請会社が、継続開示会社</u></p>

新	旧
<p>(削 る)</p>	<p><u>年数は、登録申請会社が、継続開示会社の分割により営業を承継する会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）であって、当該営業が前号に規定する主たる事業となる場合にあっては、分割前における承継される営業の営業活動年数を加算するものとする。</u></p> <p><u>12 事業の企業化に要する費用</u> <u>事業の企業化に要する費用は、直前事業年度に計上された次に掲げる費用をいう。</u></p> <p><u>イ 製品（役務を含む。以下この号において同じ。）の開発又は技術（コンセプト等を含む。以下この号において同じ。）の発見に係る試験研究のために支出された費用</u></p> <p><u>ロ 製品又は技術を企業化するまでの間における当該企業化のために支出された費用</u></p> <p><u>ハ 直前事業年度以前において、イ又はロに規定する費用が繰延資産として計上された場合の当該直前事業年度の償却費</u></p> <p><u>13 前号に規定する事業の企業化に要する費用は、登録申請会社が、継続開示会社の分割により営業を承継する会社（当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。）であって、当該営業が規則第5条第1項第2号(2)に規定する企業化に係る事業となる場合にあっては、分割前における承継される営業に係る事業の企業化に要する費用に相当する金額を加算することができる。</u></p>
<p><u>11</u> (現行どおり) <u>3</u> (現行どおり) (削 る)</p> <p>(削 る)</p>	<p><u>14</u> (省 略) <u>3</u> (省 略) <u>4</u> <u>規則第5条の2第1項第1号から第3号に規定する基準等については、第2項第1号、第3号及び第5号の規定を準用する。この場合において、「直前事業年度」とあるのは「確認の対象とする事業年度」と、「登録申請会社」とあるのは「登録銘柄の発行会社」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5</u> <u>規則第5条の2第1項第4号に規定する時価総額は、本協会が規則第5条の2に規定する公表を行う日の前々日からさかのぼって1か月間における当該株券の最低価格</u></p>

新	旧
<p>(公募増資等の実施に係る報告等)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 公募増資等の実施報告書 代表申請会員は、公募増資等の実施状況を記載した所定の報告書を申込期間終了後、遅滞なく本協会に提出するものとする。ただし、入札を行っている場合において、落札結果により、規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する株主数以上であることが確認できる場合は、当該報告書の提出を省略することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(登録料等の額等の取扱い)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>1 金額</p> <p>□</p> <p>(イ) } (現行どおり)</p> <p>⋮ }</p> <p>(フ) }</p> <p>(リ) <u>規則第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号により登録する会社が登録時において支払うべき登録管理料については、合併又は株式交換若しくは株式移転又は人的分割前の登録銘柄の発行会社が支払った登録管理料をもってこれを支払ったものとする。</u></p> <p>2 支払期日 登録料 登録日から <u>10 営業日</u>以内の日で本協会が指定する日 登録管理料 毎年 5 月 31 日 (ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録日から <u>10 営業日</u>以内の日で本協会が指定する日)</p> <p>3 } (現行どおり)</p> <p>2 } (現行どおり)</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>2 支払期日 登録料 登録日から <u>10 営業日</u>以</p>	<p>(<u>本協会が公表する当該株券の日々の最終価格のうち最低の価格をいう。</u>)に規則第 5 条の 2 に規定する取扱いを開始する日において見込まれる登録原簿に登録された株式数を乗じて得た額とする。</p> <p>(公募増資等の実施に係る報告等)</p> <p>第 8 条 (省 略)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 公募増資等の実施報告書 代表申請会員は、公募増資等の実施状況を記載した所定の報告書を申込期間終了後、遅滞なく本協会に提出するものとする。ただし、入札を行っている場合において、落札結果により、規則第 5 条第 1 項第 1 号(1)に規定する株主数以上であることが確認できる場合は、当該報告書の提出を省略することができる。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(登録料等の額等の取扱い)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p> <p>1 金額</p> <p>□</p> <p>(イ) } (省 略)</p> <p>⋮ }</p> <p>(フ) }</p> <p>(リ) <u>規則第 5 条第 2 項第 2 号及び第 3 号により登録する会社が登録時において支払うべき登録管理料については、合併又は株式交換若しくは株式移転前の登録会社が支払った登録管理料をもってこれを支払ったものとする。</u></p> <p>2 支払期日 登録料 登録日から <u>10 日</u>以内の日で本協会が指定する日 登録管理料 毎年 5 月 31 日 (ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録日から <u>10 日</u>以内の日で本協会が指定する日)</p> <p>3 } (省 略)</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>2 支払期日 登録料 登録日から <u>10 日</u>以内の</p>

新	旧
<p> 内の日で本協会が指定する日 登録管理料 毎年5月31日 (ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録日から<u>10営業日</u>以内の日で本協会が指定する日) 3 (現行どおり) </p>	<p> 日で本協会が指定する日 登録管理料 毎年5月31日 (ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録日から<u>10日</u>以内の日で本協会が指定する日) 3 (省 略) </p>

新	旧
<p>別表 1 - 1 (登録申請の際の書類)</p> <p>1 登録申請日に提出を要する書類</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(22) }</p> <p>(23) 第4条第2項第3号<u>なお書き</u>に規定する当期純利益金額に加えた費用又は損失がある場合は、当該費用の額又は損失の額及び変更等のあった会計基準の内容を記載した書面 (削 除)</p> <p>(24) } (現行どおり)</p> <p>(35) }</p> <p>2 規則第8条第4項に規定する公表までの間に提出を要する書類</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(1(33)と同一の場合を除く。)</p> <p>3 登録までの間に提出を要する書類</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(1(33)又は2(4)と同一の場合を除く。)</p>	<p>別表 1 - 1 (登録申請の際の書類)</p> <p>1 登録申請日に提出を要する書類</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(22) }</p> <p>(23) 第4条第2項第3号<u>ただし書き</u>に規定する当期純利益金額に加えた費用又は損失がある場合は、当該費用の額又は損失の額及び変更等のあった会計基準の内容を記載した書面</p> <p>(24) <u>規則第5条第1項第2号(1)の規定に適合するものとして申請する場合(同イ中「事業の企業化に要する費用の売上高に対する比率が3パーセント以上であること」に適合するものとして申請する場合に限る。)</u>にあつては、<u>事業の企業化に要する費用に係る支出明細表</u></p> <p>(25) } (省 略)</p> <p>(36) }</p> <p>2 規則第8条第4項に規定する公表までの間に提出を要する書類</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(1(34)と同一の場合を除く。)</p> <p>3 登録までの間に提出を要する書類</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(1(34)又は2(4)と同一の場合を除く。)</p>

新	旧
<p>(4) } (14) } (現行どおり)</p> <p>(削 る)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 16 年 1 月 29 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条の規定は、施行日以後に登録規則第 8 条第 4 項に規定する公表を行う銘柄から適用する。</p>	<p>(4) } (14) } (省 略)</p> <p>別表 1 - 4 (規則第 5 条の 2 に規定する届出を行う際の書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>登録規則第 5 条の 2 に基づく届出書</u> 2 <u>同意書</u> 3 <u>登録規則第 5 条の 2 に規定する基準に係る適合状況表</u> 4 <u>確認の対象とする事業年度の有価証券報告書の写し</u> 5 <u>その他本協会が必要と認める書類</u>

「登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」
の一部改正について

平成 16 年 1 月 22 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この細則は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号。以下「規則」という。)<u>第 5 条第 1 項第 13 号の規定</u>に関し登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動の規制について必要な事項を定める。</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>7 }</p> <p>8 会員等 会員及びその役員並びに会員の人的関係会社(第 5 号中「登録申請会社」とあるのは、「会員」と読み替える。) 及び資本的関係会社(第 6 号中「登録申請会社」とあるのは、「会員」と読み替える。この場合において、他の会社(その特別利害関係者を含む。) が、会員の議決権の 100 分の 20 以上を実質的に所有している場合における当該他の会社のうち、登録に係る公募増資等の公正の確保に支障がないと本協会が認めるものを除く。) をいう。</p> <p>9 } (現行どおり)</p> <p>11 }</p> <p>(規定の適用に関する取扱い)</p> <p>第 8 条 第 1 章から前章までの規定は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者について適用する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この細則は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号。以下「規則」という。)<u>第 5 条第 1 項第 1 号(13)の規定並びに第 2 号(1)口及び同号(2)口の準用規定</u>に関し登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動の規制について必要な事項を定める。</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>7 }</p> <p>8 会員等 会員及びその役員並びに会員の人的関係会社(第 4 号中「登録申請会社」とあるのは、「会員」と読み替える。) 及び資本的関係会社(第 5 号中「登録申請会社」とあるのは、「会員」と読み替える。この場合において、他の会社(その特別利害関係者を含む。) が、会員の議決権の 100 分の 20 以上を実質的に所有している場合における当該他の会社のうち、登録に係る公募増資等の公正の確保に支障がないと本協会が認めるものを除く。) をいう。</p> <p>9 } (省 略)</p> <p>11 }</p> <p>(規定の適用に関する取扱い)</p> <p>第 8 条 第 1 章から前章までの規定は、名義のいかんを問わずその計算が実質的に帰属する者について適用する。</p>

新	旧
<p>2 第3条及び第4条の規定は、店頭有価証券の売買その他の取引等に関する規則（公正慣習規則第2号）<u>第36条及び第43条に規定する募集等の取扱い等を行う場合（同規則第44条の規定を遵守するときに限る。）</u>については適用しない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成16年1月29日から施行する。</p>	<p>2 第3条及び第4条の規定は、店頭有価証券の売買その他の取引等に関する規則（公正慣習規則第2号）<u>第16条に規定する募集の取扱い等を行う場合（同規則第17条第2項ただし書きに規定する場合を除く。）</u>については適用しない。</p>

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」
 (公正慣習規則第1号の3)の一部改正について

平成16年1月22日
 (下線部分変更)

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2 発行会社は、第1四半期及び第3四半期における四半期業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該発行会社の四半期業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。</p> <p>3 削 除</p> <p>4 } (現行どおり)</p> <p>6 }</p> <p>付 則 (平 15. 2. 7)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 削 除</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正は、平成16年1月29日から施行する。</p> <p>2 この改正にかかわらず、平成16年1月21日改正前の登録規則第5条第1項第2号の基準により登録された銘柄の発行会社及び平成10年12月1日改正前の「店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する規則」(公正慣習規則第2号)第5条の2の規定に基づき登録された特則銘柄の発行</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 発行会社(登録規則第5条第1項第2号に規定する基準により登録した銘柄の発行会社を除く。)は、第1四半期及び第3四半期における四半期業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該発行会社の四半期業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。</p> <p>3 <u>登録規則第5条第1項第2号に規定する基準により登録した銘柄の発行会社は、第1四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。</u></p> <p>4 } (省 略)</p> <p>6 }</p> <p>付 則 (平 15. 2. 7)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>改正後の第5条第3項の規定は、平成15年4月1日から開始する連結会計年度又は事業年度の発行会社から適用し、平成10年11月30日までに登録された特則銘柄の発行会社に対しても適用する。</u></p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 (省 略)</p>

新	旧
会社に対する適用については、なお従前の例による。	

「『店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則』
に関する細則」の一部改正について

平成 16 年 1 月 22 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(会社情報の開示の取扱い)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>2 } (現行どおり)</p> <p>8 }</p> <p>9 削 除</p> <p>10 (現行どおり)</p> <p>11 (現行どおり)</p> <p>(有価証券の見本及びその他の書類の提出の取扱い)</p> <p>第 7 条 } (現行どおり)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>1 削 除</p>	<p>(会社情報の開示の取扱い)</p> <p>第 2 条 (省 略)</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>8 }</p> <p>9 <u>規則第 5 条第 3 項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>1 <u>四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書とする。以下「四半期財務諸表等」という。)を記載することを要するものとする。</u></p> <p>2 <u>前号の四半期財務諸表等は、原則として、企業会計審議会により公表された中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じて作成するものとする。</u></p> <p>3 <u>第 1 号に掲げる四半期財務諸表等については、公認会計士等による別に定める「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続又はこれに相当すると認められる意見表明のための手続の実施に努めるものとする。</u></p> <p>10 (省 略)</p> <p>11 (省 略)</p> <p>(有価証券の見本及びその他の書類の提出の取扱い)</p> <p>第 7 条 } (省 略)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>1 <u>規則第 5 条第 3 項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示に係る資料に掲げる四半期財務諸表等について、第 2 条第 8 項第 3 号に規定する公認会計等による意見表明のための手続を実施した場</u></p>

新	旧
<p>2 3 } (現行どおり) 4</p> <p>付 則 (平 15. 2. 7)</p> <p>1 3 } (現行どおり) 4</p> <p><u>削 除</u></p> <p>付 則</p> <p>1 この改正は、平成 16 年 1 月 29 日から施行する。 2 この改正にかかわらず、平成 16 年 1 月 21 日改正前の登録規則第 5 条第 1 項第 2 号の基準により登録された銘柄の発行会社及び平成 10 年 12 月 1 日改正前の「店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する規則」(公正慣習規則第 2 号)第 5 条の 2 の規定に基づき登録された特則銘柄の発行会社に対する適用については、なお従前の例による。</p>	<p><u>合には、当該意見表明のための報告書の写し。この場合において、規則第 5 条第 3 項の規定に基づき四半期財務・業績の概況の開示を行う発行会社は、当該報告書を本協会が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>2 3 } (省 略) 4</p> <p>付 則 (平 15. 2. 7)</p> <p>1 3 } (省 略) 4</p> <p><u>改正後の第 2 条第 9 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から開始する連結会計年度又は事業年度の発行会社から適用し、平成 10 年 11 月 30 日までに登録された特則銘柄の発行会社に対しても適用する。</u></p>

『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて(理事会決議)の一部改正について

平成16年1月22日
(下線部分変更)

新	旧
<p>1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)関係</p> <p>(1) } (2) } (現行どおり)</p> <p>イ } (イ) } (ロ) } (ハ) (ロ)に規定する連結財務諸表等に監査報告書(規則第5条第1項第5号に規定する監査報告書をいい、監査報告書が添付されない場合にあつては、別添1の基準に基づき公認会計士又は監査法人が作成する意見表明のための報告書とする。以下同じ。)が添付されていること (現行どおり)</p> <p>3 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)関係</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>削 除</u></p> <p>(3) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則(以下「開示細則」という。)第6条第3項に規定する書類とは、別表に定めるものとする。 (削 除)</p>	<p>1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)関係</p> <p>(1) } (2) } (省 略)</p> <p>イ } (イ) } (ロ) } (ハ) (ロ)に規定する連結財務諸表等に監査報告書(規則第5条第1項第1号(5)に規定する監査報告書をいい、監査報告書が添付されない場合にあつては、別添1の基準に基づき公認会計士又は監査法人が作成する意見表明のための報告書とする。以下同じ。)が添付されていること (省 略)</p> <p>3 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)関係</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則(以下「開示細則」という。)第2条第9項第3号に規定する「別に定める『四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準』」とは、別添2の基準をいうものとする。</p> <p>(3) <u>開示細則第5条第3項に規定する書類とは、別表に定めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>開示細則第8条第1項第1号イ、ハ及びニに規定する書類について、登録銘柄の申請会員は、登録細則第3条第1項第3号及び第4号に掲げる事項が明瞭に記載されていることを確認するものとする。</u></p>

新	旧
<p>(別添2) 四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準</p> <p>本協会は、平成16年1月21日改正「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)付則第2項の規定に基づき、<u>なお従前の例によることとされた平成16年1月21日改正前の「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)第5条第1項第2号の基準により登録した発行会社(以下「会社」という。)が行う四半期財務・業績の概況の開示の適時性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</u></p> <p>1 . }) } (現 行 ど お り) 5 . }</p>	<p>(別添2) 四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準</p> <p>本協会は、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)第5条第3項の規定に基づき、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)第5条第1項第2号の基準により登録した発行会社(以下「会社」という。)が行う四半期財務・業績の概況の開示の適時性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。</p> <p>1 . }) } (省 略) 5 . }</p>

新	旧									
別 表 本協会への提出書類一覧	別 表 本協会への提出書類一覧									
第 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類） 〔 1 〕 一般的情報 ・ 一般的情報のうち決算に関する情報 1 . (現行どおり) 2 . 四半期業績の概況（開示規則第 5 条第 2 項） (現行どおり) 3 . <u>削 除</u>	第 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類） 〔 1 〕 一般的情報 ・ 一般的情報のうち決算に関する情報 1 . (省 略) 2 . 四半期業績の概況（次の 3 . の場合を除く。）（開示規則第 5 条第 2 項） (省 略) 3 . <u>四半期財務・業績の概況（第 2 号の基準により登録した銘柄の発行会社に限る。）（開示規則第 5 条第 3 項）</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・取締役会決議通知書又は決定通知書</td> <td>取締役会決議後又は決定後直ちに</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> </tr> <tr> <td>・開示細則第 2 条第 9 項第 3 号に規定する公認会計士等による四半期財務諸表に対する意見表明のための報告書(写)(当該意見表明のための手続を実施した場合に限る。)</td> <td>に 受領後直ちに</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	提出部数	・取締役会決議通知書又は決定通知書	取締役会決議後又は決定後直ちに	1 部	・開示細則第 2 条第 9 項第 3 号に規定する公認会計士等による四半期財務諸表に対する意見表明のための報告書(写)(当該意見表明のための手続を実施した場合に限る。)	に 受領後直ちに	2
提出書類	提出時期	提出部数								
・取締役会決議通知書又は決定通知書	取締役会決議後又は決定後直ちに	1 部								
・開示細則第 2 条第 9 項第 3 号に規定する公認会計士等による四半期財務諸表に対する意見表明のための報告書(写)(当該意見表明のための手続を実施した場合に限る。)	に 受領後直ちに	2								
4 . (現行どおり)	4 . (省 略)									
5 . (現行どおり)	5 . (省 略)									

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、平成 16 年 1 月 29 日から施行する。</p> <p>2 この改正にかかわらず、平成 16 年 1 月 21 日改正前の登録規則第 5 条第 1 項第 2 号の基準により登録された銘柄の発行会社及び平成 10 年 12 月 1 日改正前の「店頭売買有価証券の登録及び価格の公表等に関する規則」(公正慣習規則第 2 号)第 5 条の 2 の規定に基づき登録された特則銘柄の発行会社に対する改正前の 3 . (2)及び別表の適用については、なお従前の例による。</p>	

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)
の一部改正について

平成 16年 1月 22日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(新興市場銘柄等についての説明)</p> <p>第 6 条の 2 会員は、次の各号に掲げる銘柄の取引(当該銘柄の上場に係る募集又は売出しに係る取引を含む。)を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格について十分説明するものとする。</p> <p>(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名古屋証券取引所成長企業市場部上場銘柄 2 東京証券取引所マザーズ上場銘柄 3 札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄 4 福岡証券取引所 Q-Board 上場銘柄 5 大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」グロース上場銘柄 <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 16年 1月 29日から施行する。</p>	<p>(新興市場銘柄等についての説明)</p> <p>第 6 条の 2 会員は、次の各号に掲げる銘柄の取引(当該銘柄の登録又は上場に係る募集若しくは売出しに係る取引を含む。)を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格について十分説明するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」第 5 条第 1 項第 2 号に規定する登録基準による登録銘柄 2 名古屋証券取引所成長企業市場部上場銘柄 3 東京証券取引所マザーズ上場銘柄 4 札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄 5 福岡証券取引所 Q-Board 上場銘柄 6 大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」グロース上場銘柄